

感電災害防止のポイント

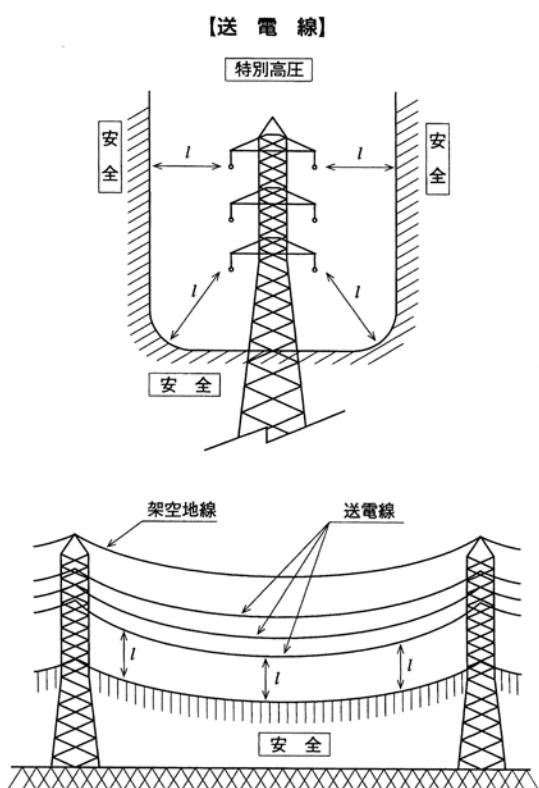
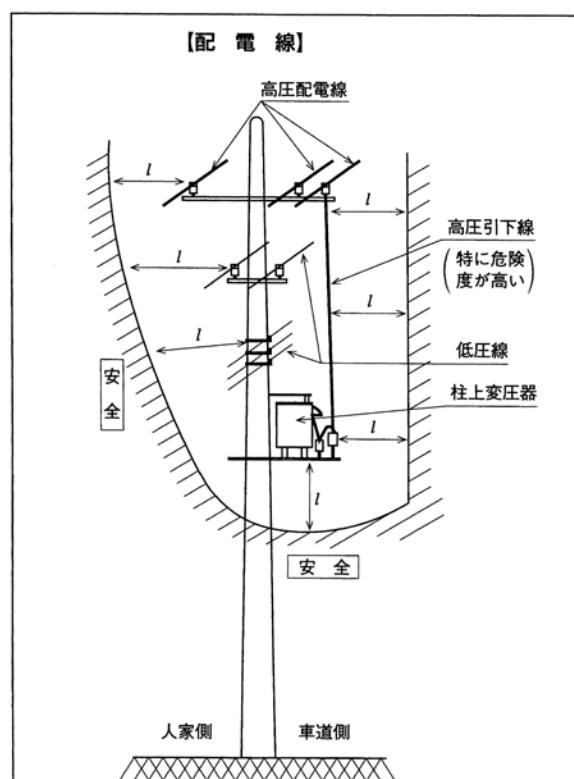
1. 災害防止対策

- (1) 送配電線との必要な離隔距離の確保
感電の危険のある距離に、ジブやワイヤロープなどを接近させない。
- (2) 電力会社との事前打ち合わせ、ならびに作業前の連絡。電力会社から作業方法、防護措置、監督の方法などについて助言を受ける。
- (3) 防護施設の設置
クレーンのジブやワイヤロープが危険な離隔距離内に接近するおそれがある場合には、誘導柵、簡易ゲート、トンネル型ゲート、防護ネット、絶縁用防護管などを設置する。
- (4) 専任監視員の配置
的確な作業指導のできる専任の監視員を配置して、しっかり監視する。

2. 事故発生時の応急措置

- (1) 電線に接触または接近しすぎ感電した場合
 - オペレーターはジブを電線から離す。
 - 玉掛者は絶対に積み荷やワイヤなどに触れない。
- (2) ジブが電線から離せない場合
 - オペレーターはむしろ乗ったままのほうが安全。
- (3) 負傷者には一刻も早く救急措置をとる。とくに感電して気を失っている場合には、直ちに人工呼吸や心臓マッサージが必要。
- (4) 電線が切れた場合
大声で周囲に知らせ、垂れ下がった電線に近づかないようにロープで囲うなどの処置を取り、一刻も早く電力会社へ連絡する。

電 壓		東京電力がお願いしている安全な離隔距離(<i>l</i>)	(参考)がいし数
低高圧	100V・200V	2m	1個
	6,600V	2m	1~2個
特別高圧	22,000V	3m	2~4個
	66,000V	4m	5~9個
	154,000V	5m	10~20個
	275,000V	7m	16~30個
	500,000V	11m	31個以上



(注) 1. *l* は電力会社がお願いしている離隔距離。
(電力会社: 東京電力の場合)
2. 斜線部は安全な範囲。
3. 送電線の大部分は鉄塔ですが、鉄柱や木柱、コンクリート柱などの場合もありますので注意して下さい。